一　保安林の所在場所　長野県上田市富士山字台所山四四八一の口、四四八三、字宮林四五四五の一、四五五六の二から四五五六の四まで、四五五六の一〇四から四五五六の一一〇まで、字砂原峠五〇八六の六から五〇八六の一二まで、五〇八六の一八、五〇八六の二〇、字飛和窪四七五七の口、四七五九の口、字水出四八〇三の一、四八〇三のイの一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字贄川字向山一七九八の一、一八〇八の九、一八〇八の一一(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市湊字高尾五一五二、五一六三、五一六四、五一七五、五一七六、五三九二から五三九九まで、五四〇一、五四〇二のイ、五四〇二の口、五四〇三から五四〇五まで、五四〇七、字盗人平五一七八の一、五一七八の二、五一七九、字京塚原五二七四から五二七七まで、五二八一の一、五二八五、五二八六の一、五二八六の二、五二八七から五二八九まで、五二九一、五二九二、字木落五二六四の一、五二六四の二、五二六八から五二七一まで、五二七二の一、五二七三の一、五二七三の二、五二九三、五二九六の一、五二九六の二、五二九七の一、五二九七の二、五二九八、五二九九のイの一、五二九九のイの二、五二九九のイの三、五二九九の口の一、五二九九の口の二、五二九九の口の三、五三〇〇、五三〇一、五三〇二の一、五三〇二の二、五三〇三、五三〇四、五三〇五の一から五三〇五の三まで、五三〇六から五三一五まで、五三一六の一、五三一六の二、五三一七から五三二一まで、五三二三、五三二四、五三二五の一、五三二五の二、五三三一の一、五三三一の二、五三三二、五三三三の一、五三三四のイの一、五三三四のイの二、五三三四の口、五三三五から五三四四まで、五三四五の一、五三四五の二、五三四六、五三四七の一、五三四七の二、五三四八、五三四九の一、五三四九の二、五三五〇から五三五八まで、五三五九の一、五三五九の二、五三六〇、五三六三の一、五三六三の二、五三六四から五三七二まで、五三七二の二、五三七三から五三八〇まで、五三八一の一、五三八一の二、五三八二から五三八五まで、五三八六の一、五三八六の二、五三八七、五三八八の一、五三八八の二、五四〇〇、字尾無シ五三八九から五三九一まで、字一ツ塚久保五四〇八から五四一〇まで、五四二〇から五四二二まで、五四二三の一、五四二三の二、五四二四の一、五四二四の二、五四二六、五四二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字藪原一七三三の一三、一七三三の一四、一七三三の三〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字藪原一七三三の一三・一七三三の一四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県伊那市富県二七九の一、二八〇の一、二八〇の二、二八一から二八六まで、二九〇のイの一、二九〇のイの二、二九〇のイの三、二九〇のイの四、二九〇の口、二九六、二九七、四〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市河来見字本谷奥一〇二〇の一、一〇二〇の一六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養